

ブルネイ
商標規則
2000年改正版
施行日：2000年6月1日

目次

第 I 部 序

1. 引用名称
2. 解釈
3. 手数料関する要件
4. 様式及び登録官の指示
5. 書類の寸法
6. 書類への署名
7. 書類の送達
8. 宛先の提供
9. 送達宛先
10. 代理人の授権の証拠を請求できる

第 II 部 商標登録

商標の登録可能性

11. 紋章によって構成される標章の登録の禁止
12. 実在の人物又は最近死亡した人

登録出願

13. 登録出願
14. 商標の表示
15. 商標の分割
16. 個別の登録出願の併合
17. 連続商標の登録
18. 優先権の主張
19. 商品及びサービスの分類
20. 字訳及び翻訳
21. 出願の不備

出願の修正

22. 出願の修正
23. 公告後の出願の修正

登録出願の審査

- 24. 審査報告及び出願人の応答
- 25. 出願の受理

公告

- 26. 出願の公告
- 27. 写真及び原画他
- 28. 連続登録商標の公告

異議申立手続き

- 29. 異議申立手続き
- 30. 異議申立の聴聞
- 31. 異議申立手続における登録官の決定
- 32. 異議申立手続における期間の延長
- 33. 争われない異議申立における手数料

登録

- 34. 登録証明書

第 III 部 登録簿

登録簿

- 35. 登録簿の様式
- 36. 登録簿で登録商標に関する事項の登録簿への登記
- 37. 棄権又は限定を条件とする登録
- 38. 登録簿上の名称又は宛先についての変更請求
- 39. 登録前の出願人の死亡
- 40. 公衆による登録簿の閲覧
- 41. 認証謄本等の交付
- 42. 登録簿からの事項の抹消

情報の請求，書類の閲覧及び守秘義務

- 43. 情報の請求
- 44. 公告前に閲覧できる情報
- 45. 書類の閲覧
- 46. 秘密書類

第 IV 部 商標登録の更新

- 47. 登録更新の提示
- 48. 登録の更新
- 49. 遅延更新及び登録抹消

50. 登録の回復

第 V 部 登録できる取引の詳細事項

- 51. 登録できる取引の詳細事項の登録簿への登録
- 52. 取引通知の付与又は登録の申請

第 VI 部 登録商標の変更

- 53. 登録商標の変更

第 VII 部 登録商標の放棄

- 54. 登録商標の放棄

第 VIII 部 取消，無効，訂正及び解除

- 55. 登録簿の取消，無効宣告，及び訂正の申請手続き

第 XI 部 団体標章及び証明標章

- 56. 登録出願及び規約の提出
- 57. 規約の改正

第 X 部 証拠，手数料及び登録官の決定

- 58. 聴聞後に行われる登録官の決定
- 59. 登録官による聴聞は公開で行う
- 60. 登録官に対する手続きにおける証拠
- 61. 法定宣言書又は宣誓供述書の作成及び
- 62. 手続きの手数料
- 63. 手数料の担保
- 64. 登録官による決定

第 XI 部 上訴

- 65. 登録官の上訴

第 XII 部 手続不備の訂正，時間の計算及び延長

- 66. 手続き上の不備の訂正
- 67. 時間および期間の計算
- 68. 期限の変更

第 XIII 部 書類の提出及び就業時間

- 69. 電子的方式による書類の提出
- 70. 営業時間の指令

第 XIV 部 国の諸機関による住所変更

71. 国の諸機関による住所変更

第 XV 部 経過条項

72. 未決定の登録出願

73. 係属中の転換用様式

附則 1 手数料

附則 2 各種申請様式(略)

附則 3 商品、役務の分類(略)

第I部 序

1. 引用

本規則は商標規則として引用することができる。

2. 解釈

(1) 本規則において文脈上他を意味する場合を除き、

「旧法」は新法により置き換えられた商標法(第98章)及び同法に基づいて制定され、法律施行直前に効力を有していた規則を意味する。

「権利者」とは、商標の権利者として登録された者を意味する。

「公告する」とは公報に公告することを意味する。

「送付する」は付与することを含む。

「明細」は、商法が登録されている又は登録が申請されている商品またはサービスについての陳述を意味する。

(2) 本規則において、別段の表示をしたときを除き、条とは、法律(商標法)の該当する条文をいい、規則とは、本規則に該当する規則をいい、附則とは、本規則の該当する附則をいい、また様式とは、登録官が規則4に基づいて公告する様式をいう。

(3) 本規則において、申請書、通知書その他の書類の提出というときは、登録官に送付又は引き渡すことをいう。

3. 手数料に関する要件

(1) 法律及び本規則に基づく出願、登録その他の事項に関して納付する手数料は、その事項に関して本規則の附則1が定める所定の手数料とする。

(2) 定められた事項に関して登録官に提出することを要求されるすべての様式は、附則1に定める当該事項に関する所定の手数料を納付することを必要とする。

4. 様式及び登録官の指示

(1) 商標登録のために登録官が求める様式又は法第62条に従い登録官に対して行われるその他の手続き及びその使用に関するすべての指示は公告され、また、様式又はその使用に関する指示の改正又は変更は公告される。

(2) 本規則に基づき公告された様式を使用するという要件は、当該様式の写しを使用すること、あるいは、登録官が受理でき、かつ、公告された様式が要求している情報を含み、また、そのような様式の使用に対する指示に従っている様式を使用することにより満たすことができる。

5. 書類の寸法

登録官が発することができる指示に従うことを条件として、登録官に付与、送付、申請、若しくは送達する、法律又は本規則が求める又許可するすべての様式、通知書その他の書類は、A4版の用紙を用いて付与、送付、提出、又は送達する。

6. 書類への署名

(1) パートナーシップに関して又はパートナーシップを代表する者により署名される書類には、全てのパートナーの名称を省略せずに記載し、以下の者が署名するものとする。

(a) 全てのパートナー

(b) パートナーシップを代表して署名すると表明しているパートナー、又は

(c) パートナーシップを代表して署名することが許可されていると登録官が認めるその他の者。

(2) 法人に関して又は法人を代表する者により署名される書類には、その法人の取締役又はその他の役員、またはその法人の代表として署名することが許可されていると登録官が認めるその他の者が署名するものとする。

(3) 法人化されていない組織もしくは協会により、又はそれを代表する者により署名される書類は、署名する資格があるとして登録官が認める者が署名するものとする。

(4) 本規則の適用上、「書類」は、法律又は本規則に基づくすべての事項に関して、登録官に付与、送付、提出又は送達される書類を意味する。

7. 書類の送達

(1) 法律又は本規則において、当事者に書類を付与、送付、提出もしくは送達することを許可する又は要求する場合、付与、送付、提出もしくは送達は、その書類を投函することにより有効とすることができ、そのように送付された場合、書類を入れた書簡を適切な住所に料金元払いで投函することにより有効とみなされ、それに反する証拠がない限り、書類が通常郵便にて配達されるはずの時刻に有功になったとみなされる。

(2) (1)の適用上、書簡が、規則 9 に記載の送達宛先において当該当事者に宛てられた場合に、書簡は適切な宛名が付されているものとする。

8. 宛先の提供

(1) 何人かが法律又は本規則により宛先を登録官に提供することを要求された場合、提出される住所は、その者の営業場所を何人でも容易に発見できるように、できる限り完全なものとする。

(2) 登録官は、通りの名称、建物の区分番号、存在する場合は施設の番号又は名称、及び郵便番号を、その住所に含むように要求することができる。

9. 送達宛先

(1) 本規則に基づく登録官に対する手続き又は新法又は本規則に基づく登録官の決定から生じる上訴の目的において、ブルネイ・ダムサラーム国における送達宛先は次の者が提出する。

(a) 商標登録の出願人、

(b) 商標登録の出願人に対する異議申立人、

(c) 商標登録の取り消しに関する法第 47 条、又は商標登録の無効に関する法第 48 条、又は登録簿の訂正に関する法第 61 条に基づき、登録官に申請する出願人、

(d) 規則 55(5) (手続参加人)に基づき、手続参加する許可を与えられた者、

(e) 登録商標の取り消し、無効又は訂正に関する登録官への申請の対象である登録商標の

権利者、及び、

(f) 登録官に対してなされる手続きの相手方当事者。

(2) 登録商標の出願人の送達宛先は、前(1)又は規則 38(2)に基づく提出である場合、そうでなかったとしても当該商標の登録については、登録権利者の送達宛先とみなされる。

(3) 送達宛先の提供を要求する規則 4 に基づき、登録官が要求した様式の提出と同時に送達宛先を提出する場合は、当該宛先はその様式で提出され、他の場合は様式 TM22 で提出される。

(4) 出願人、異議申立人、手続参加人、又は登録権利者に各人の送達宛先で送付されるものはいずれも適切に送付されたこととみなされ、送達宛先が提出されていない場合は、登録官は、ブルネイ・ダムサラーム国においてその者の事業又は営業住所がある場合にはそれをその者の送達宛先として扱うことができる。

(5) ブルネイ・ダムサラーム国における送達宛先は、登録商標の権利者及び規則 51 に基づき登録された登録商標に利害関係を有する又は責任を有する者によりいつでも提出できる。

(6) 送達宛先が、前(1)の要求に従って提出されない場合、登録官は、通知日から 2 ヶ月以内に送達宛先を提出する旨の通知を当該人送付し、この者がそれに従わなかった場合には、

(a) (a) 又は (c) にいう出願人の場合、当該出願は放棄したものとして扱われる。

(b) (b) 又は (d) にいう者の場合、その者は当該手続きを取り下げたものとみなされる。

(c) (e) にいう権利者の場合、この者がいかなる手続きにも参加することは許可されない。

10. 代理人の授権の証拠を請求できる

(1) 法第 75 条に基づき、代理人が権限を付与されている場合、登録官は、特別な場合において、代理人又はその者に代理人として行動する権限を付与した者の直筆の署名又は出席を要求することができる。

(2) ある者が登録官に対する手続きの当事者となった後、その者が初めて代理人を指名したか、又はある代理人の代わりとなる代理人を指名した場合、新たに指名された代理人は様式 TM22 を提出するものとし、また、新たに指名された代理人がその様式を提出する日までは商標登録又は商標に関する手続きに関連して法律により要求される又は許可される行為は、新たに指名された代理人によってもしくは対して行うことは認められない。

(3) 登録官は、代理人に書面をもって通知し、授権の証拠を提示するよう要求することができる。

第II部 商標登録

商標の登録可能性

11. 紋章によって構成される標章の登録の禁止

法第7条(4)にいう紋章又は記章の表示が標章に付されている場合、登録官は、紋章の権利を有するものからの許諾が取得されていると認めた場合を除き、その標章の登録出願の受理を拒絶するものとする。

12. 実在の人物又は最近死亡した人

(1) 何人かの氏名又は表示が登録出願の対象である商標に付されている場合、登録官は、その標章の登録手続きを行う前に、その者の許諾を、又はその人物が最近死亡した場合には法定代理人の許諾を登録官に提出することを出願人に要求することができる。

(2) 登録官が指定した期間内に当該許諾が提出されず、かつ、出願人が許諾を取得することはその事例の状況では不可能である又は実行不可能であることを登録官に認めさせることができない場合、登録官はその標章登録を拒絶する。

登録出願

13. 登録出願

(1) 商標登録出願は、様式 TM1 を用いて提出し、また、出願手数料及び該当する場合には分類手数料を納付する。

(2) 商標として立体的形状の登録の出願は、出願書にその趣旨についての陳述が含まれていない限り処理されない。

(3) 色を商標の一部として主張する場合、出願書にその趣旨についての陳述が含まれていない限りそのようには処理されない。

14. 商標の表示

(1) 出願人は、出願書に添付する別紙の記入欄に標章の明瞭で永続性のある表示を掲載する。

(2) その表示が記入欄の寸法を超える場合、表示は申請書に添付される別紙に掲載する。

(3) 登録官は、商標の表示が条件を満たしていないと認める場合、出願手続きを進める前に登録官が十分であると認める表示の提出をいつでも要求でき、出願人は、様式 TM13 を用いて登録間に提出することによりその表示を差し替えるものとする。

15. 商標の分割

(1) 登録前であればいつでも、出願人は、様式 TM8 を用いて請求書を登録官に送付し、その登録出願(原出願)を複数の個別の出願に分割すること(分割出願)を請求することができる。その際には、明細書に各分割に係る商品又はサービスの明細を示すものとする。各分割出願は、原出願と同一の出願日を有する個別の登録出願として取り扱われる。

(2) 出願の分割請求が、その出願が公告された後に送付された場合は、原出願に関する異

論申立もしくは原出願に対する異議申立は、各分割出願に適用されるものとし、また、相応に手続きが進められるものとする。

(3)原出願に関し、使用権の付与、又は約定担保権又はそれについてのもしくは基づく何れかの権利に関する事項が、登録官に通知されている場合において、原出願が分割されたときは、前記の通知及び事項は、原出願から分割された後の各出願に関して適用されるものとみなす。

16. 個別の登録出願の併合

(1)一つの標章について複数の個別の登録出願を行った出願人は、登録庁がその何れかの出願に関して公告準備を完了するまではいつでも、登録官に対し様式 TM12 を用いて、個別の出願を単一出願に併合するよう請求することができる。

(2)登録官は、次のことを認めた場合には、個別の出願を単一出願に併合するものとする。すなわち、併合請求の対象であるすべての出願が、

(a)同一商標に関するものである

(b)同一出願日を有している

(c)その請求時において、同一人の名義によるものである

(3)一つの商標に関する二名以上の権利者は、様式 TM12 を用いて、登録官にこの複数の登録を単一の登録に併合するよう請求することができる。登録官は、その複数の登録が同一商標に関するものであると認めた場合は、単一の登録に併合する。

(4)(3)に基づいて併合される商標登録のいずれが権利の放棄又は限定を条件とする場合は、併合された登録も相応に制限されるものとする。

(5)(3)に基づいて併合される商標登録の何れかが、使用権の付与又は約定担保権又はそれについてのもしくは基づく何れかの権利に関する事項に関して、又は何らかの付記もしくは付記の効力の陳述の事項に関して登録されていた場合、登録官は併合された登録に関して、同一事項を登録簿に登録する。

(6)併合した登録の登録日は、個別の登録が異なる登録日を有していた場合は、その内の最新の日とする。

17. 連続商標の登録

(1)連続商標の権利者は、登録官に対し様式 TM1 を用いて当該商標を単一登録における連続商標として登録するよう出願することができ、その出願書には、連続商標に含まれると主張されている各商標の表示を記載する。また、登録官は、当該商標が連続していると認める場合には、申請を受理する。

(2)前(1)に基づく出願人は、登録庁が出願の公告準備を完了するまでであればいつでも様式 TM8 を用いて、連続商標の中の 1 又は複数の商標について、当該出願を個別の出願に分割するよう請求することができ、また、登録官は、分割請求が法第 42 条(2)に従うものであると認める場合には、当該出願を相応に分割する。

(3)連続商標の登録出願人又は登録連続商標の権利者は、いつでもその連続商標の一つの商標を削除するよう請求することができ、登録官は相応に当該商標を削除する。

(4)前(2)に基づき一つの出願を 1 又は複数の出願に分割することは、分割手数料並びに該当する出願手数料及び分類手数料を納付することを条件とする。

18. 優先権の主張

(1) 法第 36 条に基づき条約国において又は法第 36 条によって定められた規定と同等の規定が同条(7)に基づいて制定されている他の国若しくは領域において、適正に提出した商標の保護を求める出願を理由として優先権の主張をする場合は、その主張に関する事項を規則 13 に基づく登録出願に記載するものとし、また、(2)にいう証明書を出願と同時に提出しない場合には、当該事項には出願国及び出願日を含めるものとする。

(2) 証明書が登録出願時に提出されなかった場合、規則 13 に定める出願書の提出から 3 ヶ月以内に、該当国の登録当局又はその所轄当局が登録官の承認を得るために証明した、又は確認した、出願日、出願国又は登録若しくは所轄当局、商標の表示及び出願に係る商品又はサービスの証明書を提出する。

19. 商品及びサービスの分類

(1) 商品及びサービスについての商標登録の適用上、商品及びサービスは、「商品及びサービスの国際分類」の分類の最新版を指定する本規則の附則 3 に従って分類される。

(2) 全ての出願様式には、出願に係る商品又はサービスの明細書及び附則 3 に定める商品又はサービスの類番号を含む。

(3) 1 つの出願は、当該附則における商品又はサービスの 1 つ以上の分類に関して行うことができ、その場合、その明細書は連番で分類を記載し、出願に係る商品又はサービスを各類に基づき列記する。

(4) 当該出願に含まれる明細書が、附則 3 の分類を参考としたがその分類に該当しない品目を記載していた場合は、出願人は、様式 TM2 を提出することにより、当該出願がそれらの品目が該当する分類を含むよう、その修正を請求することができ、登録官は、適切な分類手数料の納付を受けたのち、相応にその出願を修正するものとする。

20. 字訳及び翻訳

(1) 商標がローマ字以外の文字による語又は英語もしくはマレー語以外の言語を含んでいる又は構成されている場合には、登録官が別段の指示をしない限り、出願の様式には以下の証明をする。

(a) 登録官の承認を得るための各語の英訳及び、必要な場合は、字訳、及び、

(b) 各語が属する言語。

(2) 登録官は、登録官の承認を得るために証明された又は確認された翻訳又は字訳の複写を登録官へ提出することを如何なる時でも要求できる。

21. 出願の不備

商標登録出願が法第 33 条(2)(3)若しくは(4)、又は規則 13、若しくは規則 19(3)の要件を満たしていない場合、登録官は、出願人に対し、その不備、又は法第 33 条(4)に定める事例の場合には手数料の未納を是正するよう通知し、出願人が当該通知日の 2 カ月以内に、

(a) 同人に通知された法第 33 条(2)に関する不備を是正しない場合、出願は一切なされなかったものとみなされ、又は

(b) 同人に通知された法第 33 条(3)又は規則 13 又は規則 19(3)に関する不備を是正しない場合、又は法第 33 条(4)が要求する納付をしない場合は、出願は放棄されたものとして取り扱う。

出願の修正

22. 出願の修正

(1) 誤記を訂正又は出願人の名称もしくは住所を変更するための出願の修正の請求、又は出願の何らかの修正に関する請求には、様式 TM13 を用いる。

(2) 出願人の名称もしくは住所を訂正又は変更するために登録出願を修正する申請には、当該変更に関する適切な証書を添付する。

(3) 明細書における商品又はサービスの分類を変更する申請は認められない。

(4) 登録出願を修正する申請を処理する前に、登録官は、登録官が適切であると認める証明を提出するよう出願人に要求できる。

23. 公告後の出願の修正

(1) 法第 40 条により、公告された出願の修正請求が行われ、かつ、その修正が、出願が及ぶ商標又は商品若しくはサービスの表示に影響を及ぼす場合は、当該修正又はその効力の陳述が公告される。

(2) 修正に対する異議申立の通知は、修正された出願が前(1)に基づき公告された日から 1 ヶ月以内に、様式 TM4 を用いて登録官に送付されるものとし、この通知には異議申立ての理由の陳述を含み、特に、当該修正が法第 40 条(2)にどのように反することになるかを含めるものとする。

(3) 規則 29 の規定は、商標登録に対する異議申立に関する手続きに適用されるのと同様に、出願の修正に対する異議申立に関する手続きに適用される。

登録出願の審査

24. 審査報告及び出願人の応答

(1) 登録出願の審査の過程で、登録官が、出願がその登録に求められる要件を満たしていないと認める場合、登録官はその旨を書面により出願人に通知する。

(2) 登録官の書面による通知日から 2 ヶ月以内に出願人が次の行為を怠った場合、登録官は出願の受理を拒絶する。

(a) 書面にて陳述をする

(b) 登録官に聴聞を申請する、又は

(c) 出願の修正を申請する

(3) 出願人が陳述するために聴聞を申請する場合、登録官は、出願人の主張を聴聞する日を出願人に通知する。

(4) 聴聞のために、出願人は、聴聞の日の少なくとも 14 日前に書面による具申及び根拠をまとめたものを登録官に提出する。

(5) 登録官の決定は、聴聞あるいは書面のどちらかで行われた出願人の陳述に関しては、

書面又は登録官が適当であると考える方法で出願人に伝えられる。

(6) 出願人が、登録官の決定に異議申立を行う場合、出願人は、登録官が決定を下した日より 1 ヶ月以内に、様式 TM3 を登録官に提出することにより、登録官にその決定の理由を説明するよう申請することができる。

(7) 登録官が何れかの要件を求め、それに対して出願人が異議申立を行わない場合は、出願人は、登録官が書面による決定を付与するまではそれに従う。

(8) 決定が出願人に送付された日は、上訴の目的において、登録官が決定を下した日とみなされる。

25. 出願の受理

(1) 登録官が登録出願を受理した場合、様式 TM27 にて出願人にそれを通知する。

(2) 出願人は、通知日より 2 ヶ月以内に、

(a) 通知に定められた要件に従い、

(b) 通知を確認のうえ署名し、また、

(c) 正式に署名した通知を登録官に提出する。

(3) 出願人が前(2)に従わなかった場合、その出願人は出願を取り下げたものとみなされる。

公告

26. 出願の公告

(1) 受理された出願は、登録官が指示する期限及び方式により公報に公告される。

(2) 他の商標の権利者又は登録出願人の登録が申請されている登録に対して出願人が書面による許諾を与えた後にのみ、登録官がその出願手続きを行う場合は、「許諾による」という語と当該番の他の商標の番号が公告される。

27. 写真及び原画他

(1) 登録出願の公告を目的として、出願人は、登録官が決定した期間内に、登録官に以下のものを提出する。

(a) 次の条件を満たす、商標の写真又は原画(白黒で)の写し 3 枚。

(i) 出願書に記載されている表示とすべての点において一致し、また、

(ii) 登録官により適宜承認された又は指示されたとおりの寸法であるもの、及び

(b) 登録官が要求する情報又は商標を公告するその他の方法。

(2) 登録官は、出願人から提出された写真又は原画が条件を満たしていないと認める場合は、公告を進める前に新しい写しを提出するよう要求できる。

(3) カラーの標章の登録出願の場合は、前(1)にいう事項に加えて、カラーの写真又は原画の写しを 10 枚登録官に提出する。

28. 連続登録商標の公告

(1) 登録出願が連続商標に係る場合は、出願人に対して、連続する商標の一部又は各々の写真又は原画の写しを規則 27 に従って登録官に提出するように要求することが

できる。

(2)登録官は、適切であると認めた場合、出願を公告とともに、複数の商標が互いに異なる様式についての陳述を公告することができる。

異議申立手続き

29. 異議申立手続き

(1)商標登録に対する異議申立の通知は、規則 26 に基づき出願が公告された日から 3 ヶ月以内に、様式 TM4 にて登録官に送付され、異議申立理由の陳述を含むものとする。登録官は、通知と陳述書の写しを出願人に送付する。

(2)登録官から出願人に陳述書の写しが送付された日から 3 ヶ月以内に、出願人は、反対陳述と併せて様式 TM5 による反対陳述の通知を提出することができる。登録官は、様式 TM5 及び反対陳述の写しを登録に対する異議申立人に送付する。

(3)反対陳述書の写しが登録官から異議申立人に送られた日から 3 ヶ月以内に、その申立人は、自分の異議申立の裏付けとして提示が必要と考える証拠を法定宣言書又は宣誓供述書により提出し、その写しを出願人に送付する。

(4)登録に対する異議申立人が、前(3)に定める証拠を提出しない場合は、登録官が別段の指示をしない限り、その異議申立を放棄したものとみなされる。

(5)登録に対する異議申立人が前(3)に定める証拠を提出した場合、又は登録官が前(4)にいう別段の指示を出した場合、出願人は、自己に証拠の写しあるいは指示の写しのどちらかが送付された日から 3 ヶ月以内に、出願の裏付けとして提示が必要と考える証拠を法定宣言書又は宣誓供述書により提出し、出願に対する異議申立人にその写しを送付する。

(6)出願人の証拠の写しが自己に送付された日から 3 ヶ月以内に、出願に対する異議申立人は、出願人の証拠に返答するための事項を厳格に限定され証拠を法定宣言書又は宣誓供述書により提出することができ、また、その写しを出願人に送付するものとする。

(7)登録官が、登録官に対する何れかの手続きに関して適切であると認める場合にはいつでも、適切であると認める条件のもとに証拠提出の許可を何れの当事者にも与えることができることを除き、当事者はさらなる証拠を提出することはできない。

(8)異議申立において提出された証拠に添付書類がある場合、自己の主張の裏付けをするために添付書類を拠所としている当事者は、相手方当事者の請求があり、かつその相手方の手数料によるときには、各添付書類の写しをその相手方に送付するものとする。

(9)かかる写しを便宜的に提供することが不可能な場合には、公衆の閲覧に供することができるように原本を登録官に提出する。

(10)登録官による別段の指示がない限り、添付書類の原本は異議申立の聴聞に提出される。

30. 異議申立の聴聞

(1)当事者による証拠の提出が完了した後、登録官は、当該の件に関する主張を聴聞する日を当事者に通知する。

(2)当事者は、聴聞日の少なくとも 1 ヶ月前に登録官に具申書及び根拠をまとめたものを

提出し、かつ同時に、お互いにそれぞれの具申書と根拠をまとめたものを交換する。

(3) 聴聞に出席する意図を持つ何れの当事者も、聴聞の前に様式 TM28 を登録官に提出する。

(4) 聴聞前に様式 TM28 を登録官に提出しない当事者は、聴聞を望んでいないとして扱われることが認められ、登録官は、その当事者が欠席のまま聴聞を行うことができ、又は聴聞を行うことなく決定を与える若しくは手続きを棄却することができ、又は適当であると認める他の命令を下すことができる。

(5) 様式 TM28 を登録官に提出した後に、当事者が聴聞に出頭しない場合は、登録官はその当事者が欠席のまま聴聞を行うことができ、又は聴聞を行うことなく決定を与える若しくは手続きを棄却することができ、又は適当であると認める他の命令を下すことができる。

(6) 両当事者が聴聞に出席しない場合には、その手続きはリストから抹消できるが、例外としてその後で登録官の指示で復帰させることができる。

(7) 何れかの当事者が欠席した聴聞に従って登録官が下した決定は、その当事者の申請を受け、登録官が適当であると認める条件のもと登録官が破棄できる。

(8) 前(6)又は(7)にいう手続きを復帰する又は決定を破棄することを求める本規則に基づく申請は、リストから手続きが抹消された日又は聴聞日何れかが該当する日から 7 日以内に行うものとする。

31. 異議申立手続きにおける登録官の決定

(1) 登録官が規則 29 に定める手続きの結果、登録出願の受理の可能性について決定を下した場合、出願人及び出願に対する異議申立人に、その決定理由を記載した決定通知書を送付する。

(2) 登録官の決定に対して上訴する目的において、その決定日は、前(1)にいう決定通知書を送付された日とする。

32. 異議申立手続きにおける期間の延長

何れかの当事者に期間の延長が許可された場合、登録官は、適当であると認めた場合は、その当事者に聴聞の機会を与えることなく、相手方当事者にその後の措置を取るために妥当な期間延長を許可することができる。

33. 争われない異議申立における手数料

異議申立に対して出願人が争わない場合は、登録官は、異議申立人に手数料を裁定するか否かを決定するにあたり、異議申立人が異議申立通知を提出する前に妥当な通知が出願人に付与していたならば手続きが回避されていたか否かを検討する。

登録

34. 登録証明書

商標が登録された場合、登録官は様式 TM31 にて登録証明書を出願人に発行する。

第III部登録簿

登録簿

35. 登録簿の様式

法第 60 条(1)に基づいて登録官が備えるよう要求されている登録簿は、書面形式で保存する必要はない。

36. 登録商標に関する事項の登録簿への登録

法第 60 条(2)(a)により要求されている登録商標の登録簿への登録に加え、そこに登録された各商標に関し、次の事項を登録簿に登録する。

- (a) 法第 41 条(3)に従って決定された登録日(即ち、登録出願の提出日)
- (b) 実際の登録日(即ち、登録簿への登録日)
- (c) 法第 36 条(7)に基づいて行われた優先権の主張に従って認定される優先日(ある場合)
- (d) 権利者の名称及び住所
- (e) 規則 9 に従って提出された送達先(ある場合)
- (f) 法第 15 条(1)(a)又は(b)に基づく権利の放棄又は限定
- (g) 様式 TM16 を用いて登録官に通知されている、商標に関する何らかの付記又は付記の効力の陳述
- (h) 標章の登録に係る商品又はサービス
- (i) 標章が団体標章又は証明標章である場合は、その事実
- (j) 標章が、先の商標又はその他の先の権利の権利者の許諾を得て、法第 8 条(5)に従ってされている場合は、その事実。

37. 放棄又は限定を条件とする登録

商標登録の出願人又は権利者が、登録官に書面にて通知することにより、

- (a) 商標の特定の要素に対する専用使用权を放棄する場合には、又は、
- (b) 登録により付与された権利が特定の地域的なもしくはその他の限定を条件とすることに同意する場合には、

登録官は、登録簿に適切な登録を行ない、当該の放棄もしくは限定を公告する。

38. 登録簿上の名称又は宛先についての変更請求

(1) 登録官は、登録商標の権利者又は使用权者又は規則 51 に基づいて登録されている登録商標に利害を有するもしくは責任を有する者から様式 TM13 による請求を受けた時は、登録簿に記載されている当該人の名称又は住所を変更する。

(2) 登録官は、規則 9 に基づいて送達宛先を提供していた者が様式 TM22 を用いて請求した場合において、その宛先が登録簿に記載されている場合には、その宛先をいつでも変更することができる。

39. 登録前の出願人の死亡

商標登録の出願人が、出願を行った後に商標が登録簿に登録されるまでに死亡した場合は、登録官は、

(a)規則 29 に定める異議申立の通知を提出する期間の終了後に(かかる期間の延長がある場合にはそれを含み)、又は

(b)登録に対する異議申立の決定後に、出願人が死亡したことを承認したうえで、登録簿に、死亡した出願人の名称の代わりにその商標を所有している者の名称、住所及びその他の事項を、登録官が当該所有の証明が十分と判断した場合には登録することができる。

40. 公衆による登録簿の閲覧

(1)登録簿は、規則 70 に従って公告されている登録庁の業務時間中、登録庁において公衆の閲覧に供される。

(2)登録簿の一部が書面形式以外で保管されている場合は、閲覧権は、登録簿上の資料を閲覧する権利である。

41. 認証謄本等の交付

登録簿は、様式 TM21 による請求を受けたときには、登録簿の登録事項の認証謄本もしくは抄本又は無認証の謄本もしくは抄本を提供するものとする。

42. 登録簿からの事項の抹消

(1)登録官は、登録簿の何れかの事項が効力を失っていると認める場合は、当該事項を登録簿から抹消する前に、

(a)適当とみなす場合には、当該事項を抹消する意思を公告することができる。

(b)何人かが当該抹消によって影響を受けると認める場合には、登録官はその意思についての通知をその者に送付する。

(2)当該事項を抹消する旨の登録官の意思が公告された日、又は登録官の意思の通知が送付された日の何れか該当する日から 3 カ月以内に、

(a)何人も様式 TM4 により抹消に対する異議申立通知を提出することができ、また、

(b)(1)(b)に基づき通知書の送付を受けた者は、次のことを書面で提出することができる。

(i)抹消に対して異論を有する場合は、その異論、又は、

(ii)自己の異論を口頭で説明する旨の請求。

なお、前記の異議又は異論が申し立てられた場合は、規則 29 を適用するものとする。

(3)登録官は、抹消に対する異論又は異議を検討した後、当該事項が効力を失っていないと認めた場合は、当該事項を抹消してはならない。

(4)登録官の通知に対して一切の応答もなかった場合は、登録官は当該事項を抹消することができる。また、登録事項の抹消に対する異論の表明が(書面によるか口頭によるかを問わず)が行われた場合において、登録官がその異論を検討した後、当該登記事項又はその一部が効力を失っているとの見解に達した場合には、登録官は当該登記事項を抹消し、又は、その一部を必要に応じて抹消することができる。

情報の請求，書類の閲覧及び守秘義務

43. 情報の請求

登録出願又は登録商標に関する情報請求は，様式 TM20 を用いて行われる。

44. 公告前に閲覧できる情報

登録官は，登録出願の公告前に，規則 52 に基づいて登録官に提出された通知に含まれる出願及びその補正並び明細を公衆の閲覧に供することができるようにする。

45. 書類の閲覧

(1) 登録官は，(2)及び(3)に従うことを条件として，登録商標に関し又は商標登録出願が公告されている場合はその出願に関し，登録庁に提出された又は登録庁で保管されている全ての書類についてその閲覧を許可する。

(2) 登録官は，手続きを完全に終えるまで又は当該書類の問題に関する手続きが途中の段階である場合，それが法律あるいは本規則の基に進めることを許可されているかあるいは求められている場合には，前(1)にいう書類の閲覧を許可する必要はない。

(3) 前(1)に基づく閲覧の権利は次の事項には適用しない。

(a) 登録庁に提出されてから 14 日を経過していない書類，

(b) 登録庁において内部使用の目的のみで作成された書類，

(c) 登録庁の要求によるか又はそれ以外の理由によるかを問わず，調査のために登録庁に送付された書類であって，その後送付者に返却されるもの，

(d) 規則 43 に基づく情報の請求

(e) 登録庁が交付した書類で，秘密扱いにされるべきであると登録官が考えるもの，

(f) 登録官が規則 46 に基づいて秘密扱いにすべき旨の指示を出している書類。

(4) 前(1)のいかなる規定も，登録官の印象において人に害を及ぼす虞のある形で人を誹謗している書類又は書類の一部を公衆の閲覧に供する義務が登録官に課せられるものとは解しない。

(5) 書類又は書類の一部を公衆の閲覧に供さないという前(4)に基づく登録官の決定に対しては，上訴できない。

46. 秘密書類

(1) 登録官によって請求され，規則 4 に従って公告されている様式以外の書類が登録庁に提出され，かつ，提出した者が提出時に又は提出してから 14 日以内に理由を付して当該書類又はその中の特定の部分を秘密扱いにするよう請求した場合，登録官は，該当する事情に応じ，当該書類又はその一部を秘密扱いにするよう指示することができ，また，当該の問題について登録官が決定を下すまでは，公衆の閲覧に供さないものとする。

(2) 前記の指示が出され，かつ，撤回されていない場合は，本規則の如何なる規定も，登録官が許可する場合を除き，何人に対しても，指示に関する書類又はその一部を閲覧する権限を付与する又は閲覧する許可を与えるよう義務付けているとはみなさない。

(3) 登録官は，指示を請求をした者との事前に協議なしには，本規則に基づいて出した指示を撤回してはならない。ただし，登録官が，事前協議が合理的に見て実際上不可能と

認めた場合はこの限りでない。

(4)登録庁が交付した何れかの書類を秘密扱いにするとした場合、登録官はその旨の指示を出すことができ、また、その指示が出された場合は、登録官の許可がある場合を除きその書類は公衆の閲覧に供されないものとする。

(5)本規則に基づき、書類を秘密扱いにする指示が出された場合、当該事実の記録文書が当該書類と共に提出される。

第IV部商標登録の更新

47. 登録更新の提示

登録官は登録商標権者に対し、商標の最終登録の満了前1月から6か月であればいつでも、(更新が規則49に基づいてすでに行われている場合を除く)到来する満了日に関する通知を送付し、また同時に、規則48の方法で登録を更新することができる旨を知らせる。

48. 登録更新

登録更新は、登録の満了日前6か月内に、様式TM7による更新請求を提出することによって有効となる。

49. 遅延更新及び登録抹消

(1) 商標の最終登録の満了時に更新手数料が納付されていない場合、登録官は、その事実を公告する。そして、最終登録の満了日から6ヶ月以内に、該当する更新手数料及び割増更新手数料を添えて様式TM7を用いて更新請求が提出された場合は、登録官はその標章を登録簿から抹消せずに登録を更新する。

(2) 前記に従った更新請求書が提出されない場合、登録官は、規則50に従うことを条件として、標章を登録簿から抹消する。

(3) ある標章が(登録出願日を基準として)登録の更新時期を迎えており、当該標章が更新期限前6か月以内に登録された場合には、当該登録は次の支払いによって更新される。

(a) 実際の登録日後6ヶ月以内に更新手数料を納付、又は、

(b) 実際の登録日から6ヶ月後に始まる期間内(すなわち(a)にいう期間の末日、及び更新期限日後6か月の最終日に更新手数料及び割増更新手数料を納付)に更新手数料及び割増更新手数料を納付。

さらに、(b)にいう手数料がその項で定められた期日内に支払われない場合、登録官は規則50に従って登録簿から当該標章を抹消する。

(4) (登録出願日を基準として)登録の更新期限が到来した標章において、当該標章は実際の登録後6ヶ月以内に更新手数料を支払うことで更新できる。さらに、更新手数料がその期間内に支払われない場合、登録官は、規則50に従って、登録簿から標章を抹消する。

(5) 商標登録の抹消は公告するものとする。

50. 登録の回復

(1) 登録官が規則49に従う登録更新がなされなかったことを理由に標章を登録簿から抹消した場合、標章が抹消された日から6ヶ月以内に該当する更新手数料及び回復手数料を添えて様式TM9による請求が提出された場合、登録官は、当該標章を登録簿に回復し、登録を更新する。ただし、登録官が、更新がなされなかった事情を考慮して、前記の措置をとることが適切であるとした場合に限る。

(2) 登録回復は、回復した日を表示して公告する。

第V部登録できる取引の詳細事項

51. 登録できる取引の詳細事項の登録簿への登記

法第 26 条(1)(a)(b)にいう者による登録官への申請において、次の登録できる取引の詳細事項が登録簿に登録される。

- (a) 登録商標又はそれについて何らかの権利の譲渡がある場合、
 - (i) 譲受人の名称及び住所
 - (ii) 譲渡日
 - (iii) 譲渡が標章の権利に関するものである場合には、譲渡された権利の記述
 - (b) 登録商標における使用権許諾を付与する場合
 - (i) 使用権者の名称及び住所
 - (ii) 使用権許諾が専用使用権許諾であるというその事実
 - (iii) 使用権許諾に限定が付されているというその限定についての記述
 - (iv) 使用権許諾の存続期間が存在する場合、又は一定期間として存続期間が確認できる場合は、その存続期間
 - (c) 登録商標又はそれについての若しくはそれに基づく権利に関する約定担保権の付与の場合
 - (i) 付与される者の名称及び住所
 - (ii) 担保権の性質(固定担保かあるいは浮動担保か)
 - (iii) 当該標章についての若しくはそれに基づく権利に関する権利及び担保の範囲
 - (d) 登録商標又はそれについての若しくはそれに基づく権利に関する承認が人格代表者によって行われた場合
 - (i) 標章又はそれについての若しくはそれに基づく権利が承認によって付与された者の、名称及び住所
 - (ii) 承認の日付
 - (e) 裁判所又は所轄当局が登録商標又はそれについての若しくはそれに基づく権利を移転させた場合は、
 - (i) 移転を受けた者の名称及び住所
 - (ii) 命令の日付
 - (iii) 移転が標章についての権利である場合には、移転された権利の記述。
- なお、何れの場合も、登記がなされた日を登録するものとする。

52. 取引通知の付与又は登録の申請

(1) 法第 26 条に適用する取引についての詳細事項を登録する申請、又は法第 28 条(3)を適用する取引の詳細事項を登録官へ通知する申請は、(2)に従うことを条件として、次の様式を用いて行う。

- (a) 譲渡又は(b)から(d)に記載されている取引以外の取引に関するものは、様式 TM11
- (b) 使用権許諾の付与に関するものは様式 TM25
- (c) 使用権許諾の修正又は解除に関するものは様式 TM26
- (d) 約定担保権の付与、修正又は解除に関するものは様式 TM16、及び、
- (e) 人格代表者による承認又は裁判所もしくは他の所轄当局の命令には様式 TM16。

(2) (1)に基づく申請において

(a)取引が譲渡である場合は、譲渡当事者又はその代理人が署名する、

(b)取引が(1) (b), (c)又は(d)に該当する場合、使用権許諾又は約定担保権の許諾者若しくはその代理人が署名する、

若しくは取引の成立を証明できる文書証拠を提出すべきである。

(3)取引が課税される証書によって行われる場合は、申請は証書に適正に印紙が付されていることを登録官が認めることを条件とする。

(4)登録官へ通知する申請が商標登録出願に関する詳細事項の場合、登録官はその詳細事項を登録簿に登録する。

第VI部登録商標の変更

53. 登録商標の変更

(1) 権利者は、登録官に様式 TM17 を用いて法第 45 条に基づいて許可されるように登録商標の変更を請求することができ、登録官は、申請をした事情に従い、法定宣言書等の証拠を要求することができる。

(2) 登録官が権利者からの請求を受けて変更を許可する場合は、変更後の標章を公告する。

(3) 変更によって影響を受けると主張する者は、前(2)に基づいて変更の公告日から 3 ヶ月以内に、登録官に対し様式 TM4 を用いて変更に対する異議申立事由の通知を送付することができ、その通知には異議申立理由の陳述が含まれるものとする。登録官は通知と陳述の写しを権利者に送付し、そして、その後、登録出願に対する異議申立に関する手続きへの適用と同様に規則 29 から 33 までの手続きを変更に対する異議申立に関する手続きに適用する。

第VII部登録商標の放棄

54. 登録商標の放棄

(1)(2)に従うことを条件として、権利者は、登録官に対して次の様式を用いて通知を送付し、登録商標を放棄することができる。

(a) 登録に係るすべての商品又はサービスの場合は様式 TM14、又は、

(b) 通知書に指定した商品又はサービスのみの場合は様式 TM15。

(2)前(1)に基づく通知は、その通知が次の要件を満たしていない限り効力を有さない。

(a) 権利者は当該標章に登録された権利を有する全ての者の名称及び住所を記載すること、及び、

(b) 権利者が次の者であることを証明すること

(i) 3ヶ月以上前に標章を放棄する商標権者の意思の通知を送付した者であること、又は、

(ii) 影響を受けない者、又は、影響を受ける場合はその放棄に同意している者であること

(3) 登録官は、放棄が有効となれば、登録簿に適切な登録を行い、かつ当該登記を公告する。

第VIII部 取消，無効，訂正及び解除

55. 登録簿の取消，無効宣告，及び訂正の申請手続き

(1) 法第 47 条に基づく商標取消，法第 48 条に基づく商標登録の無効宣告，又は，法第 61 条に基づく登録簿における誤記もしくは遺漏の訂正を求める登録官への申請は，申請理由についての陳述書を添えて様式 TM18 を用いて行う。

(2) 登録商標の商標権者以外の者が前(1)に基づいて申請をした場合は，登録官は，申請書及び陳述書の写しを商標権者に送付する。

(3) 登録官が申請書及び陳述書の写しを商標権者に送付した日から 3 ヶ月以内に，商標権者は，様式 TM5 に添えて答弁書を提出でき，登録官はその写しを申請人に送付する。ただし，取消申請が法第 47 条(1)(a)又は(b)に基づく不使用が理由である場合，当該商標権者は自身による標章使用の証拠を(答弁書の提出に求められている期間内に)提出し，また，申請人が証拠の提出を行わなかった場合，登録官は，申請に対する異議申立は撤回されたもの取り扱うことができる。

(4) (2)，(6)及び(7)に従い，規則 29 から 33 までの規定は，商標登録に対する異議申立手続きへの適用と同様に申請に関する手続きにも適用されるものとする。ただし，法第 47 条(1)(a)又は(b)に基づく不使用の理由による取消申請の場合は，申請は答弁書が提出されない場合も認める。

(5) 登録商標権者以外の者で，本規則に基づく申請に関する手続きに利害関係を有すると主張する者は何人も，様式 TM19 に利害関係の内容を記載し，手続参加の許可を登録官に求める申請をすることができ，登録官は，そのように求められた場合，関係当事者から聞き取りをした後，その許可を拒否するかあるいは登録官が適切であると考え条件(手数料という形での保証を含む)で許可する。

(6) 本規則に基づく申請において，訴訟参加の許可を与えられた者(訴訟参加人)は，当該訴訟参加に関して課せられる条件に従うことを条件として，規則 29 の適用上，手続の当事者として取り扱われる。

(7) 登録官は，異議申立，参加又は手続きが本規則に従っていることを受けて，申請について決定を下した場合，登録官は，申請者，申請に対する異議申立人，及び手続参加人(存在する場合)に，決定理由を記載した決定通知書を送付し，及び，登録官の決定に対する審判請求のために，決定の通知を送付した日を決定日とする

第IX部 団体標章及び証明標章

56. 登録出願及び規約の提出

- (1) 団体標章又は証明商標の登録出願は様式 TM32 用い、かつ、出願手数料及び適正とされる分類手数料の支払いを条件とする。
- (2) 団体標章又は証明標章の登録出願日から 9 ヶ月以内に、出願人は、その標章の使用に関する規定の写しを添付して様式 TM23 を提出する。
- (3) 何人も、団体標章又は証明標章の登録出願の公告日から 2 ヶ月以内に、登録に対する異議申立をする様式 TM4 を用いて登録官に正副 2 通の書面による通知を送付することができ、また、必要な修正を加えて、規則 29 から 33 をその手続きに適用する。
- (4) 規則 29 から 33 の適用上、様式 TM5 は様式 TM29 の代用として、また様式 TM28 は様式 TM30 の代用として提出される。
- (5) 疑義がある場合には、何れの当事者も登録官に指示を求めることができる。

57. 規約の改正

- (1) 登録団体標章又は登録証明標章の使用に関する規約を改正するための申請は、様式 TM24 を用いる。
- (2) 改正規約を公衆の閲覧に供することが適切であると登録官が認めた場合には、登録官は、改正規約を閲覧できる場所を示した通知を公告する。
- (3) 何人も、通知の公告日から 3 ヶ月以内に、様式 TM4 を用いて改正に対する異議申立の通知を、異議申立理由についての陳述を添付し、改正規約が法律の附則 1 の 5(1)又は、場合に依じて、法律の附則 2 の 7(1)の要件を満たさない理由を示して、登録官に提出することができる。
- (4) 登録官は当該通知と陳述書の写しを商標権者に送付する。そして、その後、規則 29 から 33 における手順は、登録出願に対する異議申立に関する手続きに適用されるのと同様に、当該手続きに適用される。

第X部 証拠、手数料及び登録官の決定

58. 聴聞後に行われる登録官の決定

- (1) 法律もしくは本規則に基づく手続きの当事者を聴聞する又は当該当事者に聴聞を受ける機会を与えることを登録官に対し要求する法律又は本規則の規定を害することなく、登録官は、登録官への手続に対して何れかの当事者に不利であるか又は不利となりうる、法律又は本規則に基づく事柄の決定の前に、その当事者に聴聞を受ける機会を与える。
- (2) 登録官は、当事者が聴聞を受けることができる時期を、少なくとも 14 日前に通知する。ただし、当事者がそれより短い通知を許諾している場合はこの限りでない。
- (3) 登録官は自己の権限を行使して行った決定を当事者に通知する。

59. 登録官による聴聞は公開で行う

商標登録又は標章の登録出願に関する事項において複数の当事者が争う場合の登録官による聴聞は公開で行う。ただし、登録官が、本人又は代理人がその当事者と協議した後、別段の指示をした場合はこの限りでない。

60. 登録官に対する手続きにおける証拠

- (1) 本規則に基づいて登録官への手続きにおける証拠が登録官に認められる場合は、法定宣言書又は宣誓供述書が提出される。
- (2) 登録官は如何なる場合においても、前記の証拠の代わりに又はそれに追加して、口頭証言を徴することができ、また、別段の指示をした場合を除き、証人に対し、その法定宣言書、宣誓供述書又は口頭証言に関して反対尋問を受けることを許可する。

61. 法定宣言書又は宣誓供述書の作成及び署名

- (1) 法律又は本規則に基づいて提出する法定宣言書又は宣誓供述書は、次の方法により作成され、署名される。
 - (a) ブルネイ・ダムサラーム国において、治安判事又は宣誓管理官もしくはブルネイ・ダムサラーム国の何れかの地域における法により法的手続きのために宣誓をさせる権限を付与されているその他の職員に対して行う。
 - (b) 上記以外の場所においては、ブルネイ・ダムサラーム国政府の大使又は高等弁務官、領事又は副領事もしくは副領事の職責を果たすその他の者、あるいは公証人、裁判官もしくは判事、又は法により法的手続きのために宣誓をさせる権限を付与されている職員に対して行う。
- (2) 前(1)により宣言を受理する権限を付与されている者の印章若しくは署名が付され、刻印又は記入されているとされる書類は、印章若しくは署名の真正性又は前記の者の公的資格若しくは宣言を受理する権限についての証明なしに、登録官が認めることができる。

62. 手続きの手数料

法律又は本規則に基づく登録官への手続きにおいて、登録官は、命令をもって何れの当事者に対しても登録官が合理的であると考えた手数料を裁定することができ、また、手数

料の支払い方法及び手数料を支払う当事者を指名することができる。

63. 手数料の担保

(1) 登録官は、法律又は本規則に基づく登録官への手続きを行う当事者に対し、その手続きに関する手数料の担保を求めることができ、また、登録官は、登録官の決定に対する上訴の手数料の担保を要求することができる。

(2) 前記の担保が提供されなかった場合、登録官は目下の手続きにおいて、または上訴において、担保を提供しなかった当事者を出願、異議、反対又は手続参加のうち該当するものを取り下げたものとして取り扱うことができる。

64. 登録官による決定

(1) 登録官に対する手続きにおいて、登録官が、聴聞後に決定を下した場合、又は聴聞が請求されずに書面による提出物を検討し決定を下した場合、登録官は手続きの各当事者に書面による通知を送付する。また、登録官の決定に対する上訴の適用上、(2)に従うことを条件として、登録官による決定の日は通知が送付された日とする。

(2) 前(1)に基づいて送付された通知に決定理由陳述書が添付されていない場合は、何れの当事者も、自己に通知が送付された1ヵ月以内に、登録官に対し様式 TM3 用いて自己に決定理由陳述書を送付するよう請求することができ、また、このような請求があった場合、登録官は当該陳述書を送付するものとする。また、登録官の決定に対する上訴の場合、陳述書が送付された日を登録官による決定の日とみなす。

第XI部 上訴

65. 登録官の上訴

(1)法第 70 条に基づく上訴の通知は，上訴の根拠および趣旨に関する上訴人の書面による陳述を添付して，上訴の対象である登録官の決定の決定日から 1 ヶ月の間に登録官に送る。

(2)1 ヶ月以内に，登録官は上訴の通知及び陳述書を裁判所に送り，かつ，上訴人以外に上訴の対象とされた決定を行った登録官への手続きの当事者がいる場合は，その者に送る。

第XII部 手続不備の訂正，時間の計算及び延長

66. 手続き上の不備の訂正

(1) (2)に従うことを条件として，登録庁又は登録官における又は対する手続き上の不備は，登録官が指示する条件に基づいて訂正することができる。

(2) 不備又予測される不備が，

(a) 法律若しくは本規則，又は引き続き適用される旧法において定められている期限又は期間に関する制限に従わず，既に起こっているか又は，登録官が本規則に基づく指示を出さない場合には起こる虞があると登録官が認めた場合，

(b) 全部又は一部が登録局又は登録官側の過誤，不履行，不作為に起因しており，また，

(c) 登録官が訂正すべきであると認めるものである場合，

登録官は問題となる期限又は期間を登録官が指定する方式で変更する指示をすることができる。

(3) 前(2)は規則 68 に基づく期限又は期間を延長する登録官の権限を侵害するものではない。

67. 時間および期間の計算

(1) 次の場合，如何なる日でも，登録官はその日を「中断」のあった日であると認定することができ，通知，出願又はその他の書類を付与，作成または提出するために法律又は本規則で指定された期間の満了がその認定された日である場合，当該期間は認定されてはいない日の翌日(非就業日ではない)に延長される

(a) ブルネイ・ダムラサル国の郵便業務における全般的中断若しくはそれに続く混乱が生じた場合，又は，

(b) 登録庁の通常業務を中断させる事件若しくは事情がある場合，

(2) 登録官が本条規則に従って行った認定は登録庁に郵送する。

(3) 法律又は本規則において付与，作成又は提出を行うよう定められている期間内に，通知，出願又はその他の書類の付与，作成又は提出が，完全に又は主に，ブルネイ・ダムラサル国における郵便業務の不履行又は過度の遅延に起因していると登録官が認める特段の場合には，登録官は，適切であると考えられる場合において，他方の当事者へその通知を行うことにより，及び登録官が指示した条件のもとに，通知，出願又はその他の書類にある宛先で受領する日(又は，当該受領が非就業日の場合は翌日)が終了となるよう期間を延長できる。

(4) 本規則において「非就業日」とは，規則 70 に従って公告されたように，法第 73 条に従った登録官の指示に基づく登録庁の就業日ではない日をいう。

68. 期限の変更

(1) (3)を条件として，期限又は期間は，

(a) 本規則によって規定されており，(3)にいう規則によって規定されている期限又は期間でないもの，又は，

(b) 法令もしくは手続きの実行に関して登録官が規定するものである場合，

関係する者又は当事者から請求があった場合，登録官が適切と考える範囲において，影

響を受けるその他の者又は当事者への通知及び登録官が指示できる条件に基づいて、登録官により延長することができる。

(2)出願が規則 26 に基づいて公告された後に提出された、本規則によって規定されている期間の延長請求は、様式 TM6 を用いて行い、また、登録官の指示があった場合及びそれ以外の場合もその様式を用いる。

(3)前(1)から除外される規則は、規則 9(6)(送達宛先の不提出)、規則 21(出願の不備)、規則 29(1)(異議申立期限)、規則 29(2)(反対陳述書の提出期限)、規則 49(更新の遅滞)及び規則 50(登録の回復)である。

(4)前(5)に従うことを条件として、前(1)に基づく延長請求は、問題となる期限又は期間が満了する前に行う。

(5)期限又は期間が満了した後に延長が請求された場合、登録官は、その裁量において期限又は期間を延長することができる。ただし、登録官が延長請求の遅延についての説明を十分だと認め、かつ、延長がその延長により影響を受ける者又は当事者に不利にならないと考える場合に限る。

(6)登録官に対する手続きの当事者の本規則に基づいて証拠を提出することができる期間が、他方当事者の証拠を提出できる期間が満了した時に開始することになっており、かつ、当該他方当事者が登録官に対し証拠又は後の証拠を提出する意思を有していないことを届け出た場合は、登録官は、最初に言及した当事者の証拠を提出できる期間がその指示において定めた日に始まるよう指示することができ、かつ紛争のすべての当事者にその日を通知する。

第XIII部 書類の提出及び就業時間

69. 電子的方式による書類の提出

登録官は、自己の裁量により、読み取ることができる形態での出願、通知又はその他の書類を郵便又は配達によって送付する代わりに、出願、通知又はその他の書類を電子的方法で提出することを許可することができる。ただし、これについては登録官が、公告によって一般的に又は特定の場合について前記の書類を電子的方法によって提出することを希望する者に対する書面による通知において、特定した条件に従うことを条件とする。

70. 営業時間の指令

登録官が法第 73 条に基づいて登録庁の就業時間及び登録庁の就業日を定める全ての指示は、公告し、かつ、登録庁に公示する。

第XIV部 国の諸機関による住所変更

71. 国の諸機関による住所変更

(1)住所の変更が国の諸機関により行われ、かつ、変更された住所が以前と同じ敷地にある場合は、宛先又は送達宛先(場合によっては)の変更についての登録官への請求提出には手数料を支払う必要はない。

(2)前(1)に定める請求には、国の諸機関による当該変更の関連する証拠書類を添付する。

第XV部 経過条項

72. 未決定の登録出願

旧法に基づく商標登録出願が2000年6月1日以降に公開された場合は、異議申立通知を提出することができる期間は、公開日から3ヶ月とし、かつ当該期間は延長されない。

73. 係属中の出願の変更様式

法律の附則3の11(2)の規定に従って決定された標章の登録可能性を主張する、当該規定に基づいた登録官への通知は、様式TM10を用いて行われる。

付則 1 手数料

対象事項	対応規則	手数料	対応様式
1. 送達住所又は送達住所変更の提出、若しくは登録された代理人の名称又は住所変更の請求	9, 38(2)	\$6.00	22
2. 商標登録の出願			
(a) 明細書が付則 3 の一つの種類に属する商品又はサービスから成る場合	13, 17	\$150.00	1
(b) 明細書が付則 3 の二種類以上に属する商品又はサービスから成る場合		\$150.00 x 種類の数	2
3. 種類の追加出願	19(4)	\$150.00	2
4. 商標の出願又は登録の補正申請	22(1), 38	項目ごとに \$40.00	13
5. 登録官への決定理由陳述の請求	24(6), 64(2)	\$300.00 3	
6. 付則 3 の一つの種類に属する商品又はサービス明細書の登録出願公告	25	\$125.00 27	
7. 商標の登録又は事項を問わず登録抹消に対する異議申立の提出	29(1), 23(2) 53(3), 42(2)(a), 56(3), 57(3)	異議申立ごとに \$250.00	4
8. 出願に関する期間延長の申請			6
9. 商標の登録に対する異議申立への反対陳述の提出	29(2)	反対陳述ごとに \$200.00	5
10. 登録商標の変更出願に対する反対陳述の提出	53(3)	反対陳述ごとに \$200.00	5
11. 登録の取消又は無効宣言若しくは登録簿の訂正に対する反対陳述の提出	55(3)	反対陳述ごとに \$200.00	5
12. 聴聞出頭通知の提出	30(3), 56(4)	\$300.00 28, 30	
13. 登録証の交付	34		31
14. 商標の更新登録の申請	48	登録ごとに \$200.00	7
15. 更新手数料未納による登録簿抹消登録の回復および更新の申請	50	商標ごとに \$150.00	9
16. 権利者変更登録の申請	52(1)(a)	商標ごとに \$65.00	11
17. 使用権者登録の申請	52(1)(b)	商標ごとに \$50.00	25
18. 使用権許諾記録の削除又は補正の申請	52(1)(c)	商標ごとに \$50.00	26
19. 譲渡又は使用権許諾以外の登録可能な取引の記録若しくは取消の申請	52(1)(d)及び(e)	商標ごとに \$50.00	16

20. 登録商標変更の請求	53(1)	\$200.00	17
21. 登録商標の変更に対する異議申立の提出	53(3)	異議申立ごとに \$325.00	4
22. 登録の取消、無効又は訂正の申請	55(1)	\$225.00	18
23. 登録の取消、無効又は訂正に関する手続参加の申請	55(5)	\$100.00	19
24. 登録放棄の通知			
(a) 商標が登録された商品又はサービスに係わる放棄の場合	54(1)(a)	\$30.00	14
(b) 標章が登録された商品又はサービスに関する明細書の部分的放棄の通知	54(1)(b)	\$35.00	15
25. 団体又は証明標章の登録出願			
(a) 明細書が付則3の一つの種類に属する商品又はサービスから成る場合、	56(1)	\$150.00	32
(b) 明細書が付則3の二種類以上に属する商品又はサービスから成る場合		\$150.00 x 種類の数	32
26. 証明又は団体標章の使用を管理する規約の提出	56(2)		23
27. 証明又は団体標章の使用を管理する規約の補正申請	57(1)	\$60.00	24
28. 異議申立の提出			
(a) 団体標章又は証明標章の登録	57(3)	異議申立ごとに \$325.00	4
(b) 登録団体標章又は証明標章の利用を管理する規約の修正出願	57(4)		
29. 団体標章又は証明標章の登録に対する異議申立への反対陳述の提出	56(4)	反対陳述ごとに \$290.00	29
30. 登録団体標章又は証明標章の利用を管理する規約の補正申請への反対陳述の提出	57(3)	反対陳述ごとに \$290.00	5
31. 法律の付則3の11(係属中の出願の変更(証明及び団体標章を含む))に基づく通知の提出	73	\$250.00	10
32. 登録出願の改正又はその改正が及ぼす影響についての陳述の公告、若しくは変更するつもり登録商標の公告	23, 53	\$75.00	
33. 手数料が明記されていない、登録簿登録又は登録簿登録事項訂正の請求		\$25.00	
34. 以下の閲覧			
(a) 異議申立		一商標につき 30分ごとに	

		\$10.00	
(b) 登録の取消又は無効宣言若しくは登録簿の訂正の申請			
(c) 異議申立手続に関して行われるすべての反対陳述又は決定		一商標につき 30分ごとに \$10.00	
(d) 登録の取消又は無効宣言若しくは登録簿の訂正の申請に関して行われるすべての反対陳述又は決定		同上	
35. 以下の閲覧		30分ごとに \$10.00	
(a) 登録簿			
商標の分類表示に関する通知書			
36. 検索及び書類の写し、コンピュータによるプリントアウトの入手			
(a) ファイルの検索		\$5.00	
(b) 公開検索室所蔵のすべての書類、そのページ又は一部を登録庁職員がコピーしたもの		\$0.50	
(c) その他の書類のページ又は一部を登録庁職員がコピーしたもの		\$0.50	
(d) 登録庁の電子データベースからコンピュータによってプリントアウトしたページ		\$0.50	
37. 謄本、写本又は印刷物の証明	41	証明ごとに \$20.00	21
38. 出願及び登録商標についての資料依頼	43	資料ごとに \$50.00	20
39. 出願の分割申請	15		8
40. 個別の出願又は登録の併合申請	16		12

付則 2 各種申請様式 (略)

付則 3 商品、役務分類（略）